

## 令和元年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年6月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和元年6月12日 午前8時56分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 1. 付託案件

議案第35号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 2. 報告事項

(1) リニア中央新幹線の進捗状況について

(2) 2019年度都市景観大賞（国土交通大臣賞）受賞について

(3) 消費税の増税に伴う上下水道料金等の改定について

#### 3. 協議事項

(1) 議会報告会での意見の取り扱いについて

(2) 次期委員会への引き継ぎ事項について

### 5. 出席委員（8名）

委員長	板津博之	副委員長	大平伸二
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	酒井正司
委員	伊藤壽	委員	渡辺仁美

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	杉山徳明	市民部長	杉山修
建設部長	丹羽克爾	水道部長	田中正規
環境課長	西山浩幸	都市計画課長	渡辺聡
都市整備課長	林宏次	建築指導課長	吉田順彦
上下水道料金課長	須田和博		

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次敏宏	議会総務課長	梅田浩二
--------	-------	--------	------

議 会 事 務 局  
書 記

下 園 芳 明

議 会 事 務 局  
書 記

松 倉 良 典

○委員長（板津博之君） おはようございます。

それでは、これから建設市民委員会を開会いたします。

まず初めに、皆さんのお手元のほうに、郵送で届いた資料に新たに2の報告事項、(1)リニア新幹線の進捗状況についての資料1-6が追加になりましたので、席上に配付してありますので、御確認をお願いいたします。

それでは、発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、議案第35号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（吉田順彦君） 資料番号1の議案65ページ、資料番号5の提出議案説明書の4ページの最下段をごらんください。

議案第35号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

3月の建設市民委員会で御説明しましたように、昨年6月27日に公布されました建築基準法の一部を改正する法律のうち、1年以内に施行される分が今月26日までに施行されます。

今回の法改正では、市街地の火災に対する安全性の確保や既存建築ストックの活用促進などを目的とし、建築物に係る制限の合理化が図られ、そのうち用途変更に係る全体計画認定制度の導入及び既存建築物の用途を変更して、一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査が限定特定行政庁であります可児市の事務となります。そのため、その事務の手数料に係る規定を追加するものでございます。

議案65ページの新旧対照表、改正後6(14)の法第87条の2第1項が、既存建築物の用途の変更に係る工事を2以上に分けて行う場合の工事の全体計画認定制度でございまして、

建築物を建物建築後に法規制、法制度が強化されまして、現行基準に適合しなくなった既存不適格の建築物については、そのままであれば使用することはできますが、増改築の際には現行基準に適合させる必要があります。

平成17年の法改正におきまして、増改築を伴う場合に一定の基準を持って全体計画を認定し、一定期間内に現行基準に適合させる制度ができましたが、用途変更の場合は現行基準に適合させる工事を一度に行う必要がありました。

今回の緩和により、増改築を伴わない用途変更においても、全体計画を認定することによって段階的・計画的な改修が可能となります。

次の(15)の法第87条の2第2項は、今御説明いたしました既存建築物の用途の変更に係る工事を2以上に分けて行う場合の工事の全体計画の変更認定制度でございまして、

次の(16)の法第87条の3第5項は、既存建築物の用途を変更して、一時的に興行場等と

して使用する許可制度でございます。

これまで一時的にしか使用されない仮設の興行場等は、新築の場合は許可を受ければ法律の規定が一部適用されない緩和規定がございましたが、既存の建築物を用途変更する場合は、一時的な使用であっても基準を緩和する制度がなく、通常の法基準に適合させることが必要でした。

今回の改正により、既存の建築物を一時的に、おおむね1年以内ということでございますが、他の用途、店舗や興行場等に転用する場合、新築の仮設建築物と同様に特定行政庁の許可により、一部の基準を緩和する特例措置が創設されました。

それぞれの手数料の額でございますが、(14)、(15)の認定手数料につきましては、既にあります同様な認定制度と同額で、1件につき2万7,000円。(16)の許可手数料につきましては、1件につき12万円といたします。これらの額につきましては、岐阜県内の他の特定行政庁であります岐阜県、岐阜市、大垣市、各務原市と同額でございます。それぞれ平成31年第1回各議会の定例会で可決済みでございます。可児市も同額と考えております。

また、県内の限定特定行政庁であります多治見市、高山市でも同額で、今の議会上程予定と伺っております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、議案第35号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 具体的に可児市において、実質想定はされるのでしょうか。

○建築指導課長（吉田順彦君） まず、可児市は限定特定行政庁ということで、全ての建物に権限を持っているわけではなく、小規模の建物のみということでございますので、恐らくうちの権限の規模の建物でこういった計画を持たれるということは余り考えられないものですが、制度上こういうものができましたので、条例としては盛り込むという形で考えております。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第35号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第35号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 38 号 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（林 宏次君） 資料番号は 1 の 70 ページ、議案第 38 号、また資料番号 5 の 6 ページです。別途資料は右肩上に参考資料と明記されている平面図でございます。

それでは、御説明させていただきます。

本件につきましては、前の 3 月議会の当委員会において御報告させていただいたもので、参考資料も同じものでございます。基本になる条例は、平成 29 年度に制定されました可児市子育て健康プラザ マーノがオープンしたときのものがございます。

現在、可児駅東駅前広場は北側ロータリーが完成し、南側ロータリーを順次整備しております。この工事もことし 9 月に完成、10 月の供用開始を目指しております。

それでは、お手元の参考資料の平面図をごらんください。ハッチングされました左側の赤色の箇所が、22 台駐車可能なスペースとなります。

条例の改正点としましては、第 2 条では、名称と位置を追加で定めます。

第 4 条では、駐車場には屋根がないため、高さ制限をなしに定めます。

第 5 条では、長時間利用者を抑制するため、周辺及び他市の使用料を考慮し、一定の時間を超えると利用者より使用料を徴収することとさせていただきます。

第 10 条では、子育て健康プラザ マーノの駐車場設備は市の財産でございますが、今回リースにて計画しているため、機器類などの設備は入札にて落札しました管理会社の財産となります。したがって、事故などで機器類に損害が発生した場合、管理会社が対応することになるわけでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第 38 号についての質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 条例的には問題はないと思っています。それ以外で、子育て健康プラザ マーノの駐車場が例えば満車という場合に、利用者がこちらを利用した場合の対応方法というのは、条例どおりに準ずるということで、考慮はしていかないということによろしいですね。

○都市整備課長（林 宏次君） そのとおりでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございますか。

○副委員長（大平伸二君） 関連になるんですけども、子育て健康プラザ マーノの駐車場がわかりづらいということがあって、ここの駐車場を利用して子育て健康プラザ マーノへ入られる方が出てくると思うんですけども、満車以外の問題で、常時の利用というのは時間対象になるんですかね。

○都市整備課長（林 宏次君） 基本的には、そのようなことは考えておりません。

今回の駅前広場の駐車場というのは、駅にて切符を買っていただく、定期を買っていただく、または今おっしゃったように、駅周辺に短時間で御利用される方を目的とした位置づけをしておりますので、もしかしたら子育て健康プラザ マーノのお客様が現在の駅前広場の

駐車場にとめていかれる方がございます。その方に関しては、今のところ子育て健康プラザ マーノのほうと連絡をとりまして、駅前広場の駐車場は料金の上限がありませんよということとを通知すると、掲示板に張ったり、そういうことを周知するということを計画しております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（伊藤健二君） 別表2の第5条関係ですが、30分について、30分を超える場合の駐車については100円ということなので、仮に1時間5分程度駐車したと仮定すると、これは200円以上になるという計算でいいのかということと、もう一つは、10月1日施行なので、消費税との関係についてはどういう考え方でこの料金の体系を考えているのか、教えてください。

○都市整備課長（林 宏次君） 最初の御質問につきましては、200円で結構でございます。

後段の御質問につきましては、消費税は子育て健康プラザ マーノと同じように関係ございませんので、このままいくという形になります。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件について質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第38号 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第38号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○環境課長（西山浩幸君） 議案資料番号1、73ページを御参照ください。

議案第39号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

今回の条例改正は、消費税の引き上げに伴い、ごみ袋等の価格を改定するものです。平成26年に消費税が8%に引き上げられた際は、ごみ袋1枚当たりの消費税増額分が1円に満たなかったため、価格の改定は行いませんでしたが、消費税が10%に引き上げられるのに伴い、大袋、中袋、小袋ともに1枚当たりの消費税増額分が1円を上回りましたので、消費

税を転嫁するためにごみ袋の単価を改定するものです。

同様に、粗大ごみシール、瓦れき類処理手数料についても単価を改定するものです。また、瓦れき類処理手数料の徴収方法につきまして条例から削除し、規則で定めるよう、あわせて条例改正するものです。

現在、持ち込み時の現金収受によるトラブルを防ぐことを目的として、瓦れきの処理手数料は納付書で納めていただくように運用しております。手続に関するものであり、今後も柔軟に対応していく必要があることから規則に定めるものです。

手数料の改定につきましては、10月1日から施行しまして、瓦れき類処理手数料の徴収方法の削除につきましては、条例公布の日から施行します。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第39号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより、議案第39号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第39号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成については、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

関係部課長以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

休憩 午前9時15分

---

再開 午前9時16分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、2. 報告事項、(1)リニア中央新幹線の進捗状況についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それでは、報告事項 1. リニア中央新幹線の進捗状況について御報告申し上げます。

資料は、1-1 から 1-5、それから本日お配りしました 1-6 というのを追加させていただいております。

このリニア中央新幹線の進捗状況については、毎年 6 月の建設市民委員会、それから 12 月の年 2 回報告させていただいております。定期的な報告でございます。

まず、資料の 1-1 をごらんください。

そのうちの 4 ページ、5 ページが新たに追加した分でございます。5 ページのほうが、昨年 12 月 11 日の建設市民委員会以降の動きになります。4 ページのほうで、一部前回もお配りした動向一覧のほうから追加した部分がありますので、その部分から説明します。

まず、平成 30 年 11 月 30 日ですけれども、ここでこの日に大森非常口管理用道路新設工事が完成を迎えております。

それから、12 月 11 日でございますが、建設市民委員会にて大森非常口管理用道路及び工事ヤード建設予定地を視察していただいております。

5 ページのほうをごらんください。

平成 30 年 12 月 12 日でございます。この日は、可児市環境審議会において第一中京圏トンネル新設工事の大森工区について環境保全計画が公表されておりましたので、それについて環境審議会で審議をしております。

12 月 25 日でございます。右が市の動きで、左が J R ・ 国 ・ 県の動きになっております。12 月 25 日ですが、J R のほうから第一中京圏トンネル新設工事大森工区について、工事施工ヤードの環境保全について公表されております。

平成 31 年に入りまして 1 月でございますが、施工ヤードの造成等作業を開始しております。

1 月 31 日でございます。J R 東海が瑞浪市内土岐町発生土仮置き場における環境保全について公表をされております。

3 月 28 日です。第一中京圏トンネル新設工事のうち、大針工区の工事契約が締結されております。これは多治見市内でございます。

令和元年 5 月 17 日でございます。可児市環境審議会において、大森工区のうち工事施工ヤードの発生土運搬に係る内容が J R から示されましたので、可児市環境審議会で審議をしております。

5 月 28 日には、工事ヤード造成に係る発生土運搬に係る内容について、J R から公表がなされております。

6 月 5 日です。工事ヤードからの残土運搬が開始されました。

以上が、国及び市の動きでございます。

続きまして、資料 1-2 をごらんください。

ページ数は 7 でございます。

大萱地区の動きでございます。大萱地区につきましては、昨年5月、6月にJR東海と大萱組で話し合いが持たれて以来しばらく動きがなかったわけですが、平成31年2月5日に大萱地区のリニア対策委員会事務局と岐阜県及び可児市で話し合いを行っております。

内容については、大萱地区リニア対策委員会のほうから、なかなか総論の話が進んでいかないけれども、皆さん個別に、個人個人の保障について非常に心配に思っているので、一度個別に相談に乗ってほしいと。総論ではなくて、個別に不安に思っている方の相談に岐阜県と可児市で相談に乗ってこないかという御相談がありまして、それはいつでも相談させていただきますという御返事をしております。

2月8日でございます。今度は、リニア対策委員会事務局に加えまして、岐阜県及び可児市、それからJR東海も入りまして、今後の対応について話し合いを行っております。この日は、事務局のほうから、今までは中央新幹線岐阜工事事務所多治見分室のほうから説明に来ていたんだけど、もうちょっと上のほうの人に来てくれないかというような話が事務局のほうからありました。

それから、この日も個別に対応してほしいという方が見えるので、JR東海もそれに参加してほしいと。JR東海も個別に対応のほうも検討してほしいという話がありました。

それから、1枚めくりまして8ページでございます。

3月10日ですけれども、大萱組と岐阜県、可児市、JR東海と現地のほうを視察しまして、この日は今まで来ていなかった名古屋のほうから部長さんが見えましたので、部長さんに現場を見ていただきまして、昼間に見ていただいた後に、夜に会合が持たれております。

地元の方が18名お見えになりまして、話し合いをしまして、今までの説明ではなかなか納得が、理解できる説明ではなかったの、次の説明会ではちゃんと納得できる説明をしていただくよという話がありました。

それから、避難設備が要るということで、大萱工区を明かり区間にしたいということなんですけれども、その避難設備の計画を示してほしいという話。それから、お墓の取り扱いはどうなるんだとか、個別の保障についてはどうなるんだということを、もうちょっと説明してほしいと。

それから、桜ヶ丘については地下深くに行くにもかかわらず避けた理由、桜ヶ丘地区を避けたために大萱を通るということになっているので、何で避けたんだと。地上部を優先して大萱地区を避けるべきではないかというような話がありまして、その理由を明確にまとめることというのが、大萱からの主な話でございました。

このときの質問に対しまして、6月14日ですけれども、大萱集会場にて協議がなされる予定となっております。

続きまして、9ページをごらんください。

次は、大森地区の経過報告でございます。10ページが新たな報告の部分でございます。

平成30年12月12日の市の環境審議会については、先ほど御説明したとおりでございます。

平成 31 年 2 月 7 日ですけれども、可児市大森財産区の管理組合と J R 東海による協議がありました。これにつきましては、工事施工ヤードをつくるに当たって電柱を立てさせてほしいと。管理道路に電柱を立てること。それから、工事中道路をつくっておるんですけど、その進捗状況についての報告。それから、二野のバローの所有地に残土を持っていくということについて、J R から説明がありました。

それから、2 月 20 日でございます。この日は第 3 回情報交換会ということで、これは大森地区の自治会の役員、それから土地改良関係の役員、それから大森財産区の役員等につきまして情報交換会がありまして、二野のバローへ土砂を運搬することによって情報交換がなされました。

3 月 19 日でございます。二野のバローの所有地へ土砂を運搬することについて、一般の方を対象に工事説明会が開催されております。対象地区は、大森区、平林自治会、星見台自治会でございます。

5 月 17 日でございます。可児市大森財産区管理会において、J R 東海より要対策土仮置き場について説明がなされました。これについては、説明があっただけで、大森財産区のほうからはまだこの可否については回答されていないというふうにお聞きしております。

6 月 5 日からこの二野バローの所有地への残土運搬が開始しております。

続きまして、11 ページをごらんください。

柿下地区の状況でございます。

柿下地区につきましては、今回が初めての報告でございます。J R 東海が、第一中京圏トンネル新設に係る用地説明会を開催しております。対象は、地上権設定の対象となる地権者及びその周辺、隣接地を所有してみえる方となります。

内容については、別冊で資料 1 - 5 という冊子をごらんください。

こちらが、その説明会に使用された資料でございます。

最初の 2 ページについては、その説明会の対象者をイメージした図が載っております。事業用地の対象となる方と、その隣接者の方を説明会に呼んだという説明でございます。

それから、3 ページ以降、8 ページまではリニアの概要が示されております。柿下地区については初めての説明なので、まず概要を説明されております。

それから、9 ページについては、岐阜県内の概要が示されております。

10 ページは、リニア中央新幹線の進めていく手順が示してありまして、今回は用地説明ということで、右下の部分に当たりますよということの説明です。

それから、12 ページでトンネルの概要ということで、山岳トンネルの概要が示されました。ナトム工法ということで、ロックボルトを地中に埋め込んでセメントミルク等を注入して固めていくという工法でございます。

それから、14 ページでございます。14 ページでは、用地取得及び区分地上権の設定範囲の考え方ということで、トンネルが深さが 5 メートル未満の場合は用地を取得します。それから、5 メートル以上 30 メートル未満の場合は区分地上権を設定しますという説明でござ

います。

それから、17 ページをごらんください。17 ページが実際に区分地上権を設定する範囲を示しております。この薄く色が塗ってあるところが区分地上権に設定する区間でございます。建物としては1棟、テクノタカギさんの工場が建っているところに区分地上権を設定することになります。

それから、19 ページでございます。用地取得関係業務の委託ということで、J R 東海がこの用地取得業務について、岐阜県に委託しておることが書いてございます。それから、用地測量につきましては、中日本高速道路株式会社 N E X C O に委託しておることが記されております。

20 ページでございます。今後の事務の流れが書いてございまして、用地測量をした後、測量結果の確認をしていただき、補償金額を算定します。補償金額を地権者の方に御説明した後、契約締結に当たり、土地の登記をして補償金をお支払いするという流れでございます。

それから、最後 24 ページでございます。

今後のスケジュールですが、2019 年の夏、ことしの夏に用地測量を行いたいと。それから、秋には境界立ち会いを行う。それから、来年の春以降、補償内容の説明と契約の締結に動きたいという御説明がありました。

この説明会では、特に御質問等は地元の方からはありませんでした。

それから、本日追加させていただいた資料 1 - 6 の説明をさせていただきます。

大森財産区の所有地の一部、これが市が今、大森残土処分場として使わせていただいております。そこは市道 56 号線の残土処分場ということで使わせていただいております。もう残土の搬入は終わっております。

リニア工事施工ヤードから西側に直線距離で 400 メートルほどのところになります。現在は、市の市道 56 号線の残土処分場ということで使わせていただいております。もう残土の搬入は終わっております。

写真がついておりますが、残土処分場の北側に沈砂池をつくっております。沈砂池の横から残土処分場を見上げた写真が①でございます。それから、残土処分場の北側から南を望んだ写真が②でございます。③は南端から北側を望んだ写真でございます。

1 枚めくっていただきまして、これが大森残土処分場の平面図でございます。

予定よりも残土が若干少なかったことから、今小段が 3 段積んであるんですけども、3 段目の一番上のところが若干計画高よりも下になっております。平場面積が約 1.4 ヘクタールほどでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 3 点ほどあります。まず 1 点目、一問一答で。

定例報告、ありがとうございました。5 ページ目ですが、可児市環境審議会に環境保全計画等が提示されております。2 回、12 月並びに令和元年の 5 月 17 日ということですが、環境審議会がこの保全計画に対する意見や論評、もしくは何らかの態度表明等についてありま

したか。内容について御説明をお願いします。

○市民部長（杉山 修君） この2つにつきましては、環境審議会において、工事施工ヤードの造成、運営についての環境保全計画を御審議いただいております。当然、言うまでもないですが、トンネル工事につきましては、まだこれからということで、あくまで施工ヤードについての話として御説明をいただきました。

その内容につきましては、環境審議会において、いろいろとJR東海に対しても御質問をされましたが、最終的には環境保全計画を可として御了承いただいたという結果になっております。

○委員（伊藤健二君） 言いかえると、特別意見は出ていないということですね。だから問題はなかったということですね。わかりました。

それから2つ目ですが、この同じ表の3月28日に中京圏トンネル新設の大針工区の契約が多治見市との間でなされたということです。これはこれで工事が着々と準備が進んでいるということなんでしょうけど、昨年、2018年の6月21日の中日新聞報道によると、「リニア、汚染残土対策明言せず」ということで、多治見市議会において、市長は市としての態度を表明して汚染土の持ち込みを許さない立場だけど、市民団体からは仮置き場を確保するなど、JR東海は対策を事前に示すべきだとの意見が出ておるが、これに対して市長はどう考えておるかというところで、直接表明していなかったわけですよ。それが言明せずということなんですけど、汚染土が出ればどう処理するのか、仮置き場をどうするのか、JR東海に問いただすという態度で、JR東海に聞きますよということだったんですが、これによるとう工事の施工に入っていくということで、合意がなされたということなので、この点については何か聞いておりますか。

多治見市においては、汚染土が出れば、いわゆる、言葉上区別するために健全な土、健全土と掘り出した残土の中で、掘削土の中で一部汚染物質の濃度が濃い、基準を超える部分、通常汚染土ということにしますが、この汚染土について対策がとられたということで固まったというふうに理解できますけれども、この点についてはどうなのでしょう。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 第一中京圏トンネル新設大針工区につきましては、まだ環境保全計画が示されてございません。工事請負契約はなされましたけれども、まだ環境保全計画は示されておられませんので、示した上で工事に入ってくると思います。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 要するに、わからないところはわからないままで表明されていないということですね。どっちにしても、明らかにした上で初めて実施に入ると、それは当然でしょう。

3つ目の質問ですが、追加資料ありがとうございました。この追加資料で、大森残土処分場、この大森残土処分場は健全土も含めた処分場ではなくて、既に盛り上がっている、見る位置によって違いますけれども、可児市がストックヤードの残土処分場としてつくったものの上にさらにJR東海としては、土地所有者に打診をしていると。そこに汚染土をつくりたいという打診をしているという現状にあるわけです。

問題なのは、お尋ねしたいのは、この上に一体どれぐらいのものが積めるというふうに想定をして、もちろん工事してやるから幾らでも、幾らでも言う少し大げさなものになりますけれど、一定程度の安全確保さえすれば、一定の高さまで積み上げることは可能なんだという話なのか、もともとがどれだけ出るかわからない汚染土を対策、仮置き場としてやるわけなので、仮置き場にビルディングをつくるようなところ、ますをつくって何万立米という土をここに建てるというふうには、なかなか考えづらい。そういう点から考えると、どのようなもの考えると何か聞いてみえるかどうか、この点について。

それから、もう一点は、南端から北を望んだ③の水路があります。これは要するに、ここで流れた雨が自然流下をしていくわけですが、この水路は最終的にどこへつながっていくんですか。こっちの隣の真下のため池へ流れていくというふうには、ちょっと見えないんですけど、この水路の先はどこで、これはどっちにしても、この水路を壊して、あるいはさらに拡幅して水はけ対策を処理するような考えはあるのかなのか。要するに、この水路は物すごく重要だと思うんですね。今後、これをJR東海が使うとなれば、決定的にこの水路をどうするつもりなのかはっきりさせていく必要があるんですけど、その辺について。

当初は可児市のストックヤードとして処理をしてきた関係上、どういうあり方が最低限必要だと考えているのか、その辺を教えてください。

○都市計画課長（渡辺 聡君） まず最初の質問ですが、リニアの残土の量は、要対策土の量はまだ決まっていないので、積み上げる量も限界があります。これは、積み上げるときに安定勾配で積み上げていきますので、ある程度の高さに行ったら小段をつくって、また安定勾配で上げていきますと、量は聞いていないんですけども限界がありますので、実際にトンネルを掘って要対策土が足りない見込みが出れば、また別のところに、ここで決まったわけではないんですけども、もしここに決まった場合だとしても、足らなければまた新たなところに確保がいるというふうに考えます。

それから、この水路ですが、1枚めくった造成計画平面図をごらんください。

これで今までは右のほうから、これは南側になるんですけど、右のほうから谷の水が流れてきていまして、この大森残土処分場をつくるまでは、この谷の真ん中を流れてため池のほうに入っていったものを、大森残土処分場をつかった後は、右側の谷の水をこちらのほうに回して沈砂池に入れた後にため池のほうに行くという計画でございます。

本来は、この平場のところにも水路をつくって、沈砂池に導く水路をつくる予定でしたけれども、せっかくつくっても、もしJR東海の仮置き場になったときにまた壊しちゃうことになるので、今はつくるのを控えております。

○委員（伊藤健二君） 流れ込むため池の名前を言って。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 三ツ池ため池でございます。

○建設部長（丹羽克爾君） 今1問目の御質問で、要対策土のボリュームが足らなくなった場合の話ですけども、まだこれは、先ほどの話ですけども、全く想定もできていない状況ですので、新たにつくるという話もしましたけれども、そのまま要対策土を最終的な処分場

へ持っていく可能性も当然あると思いますので、まだそれは全く白紙だと思います。

○委員（伊藤健二君） わかりました。

それから、北側へ流すということなので、もともと流れていた水の流れを一部開放して、横から三ツ池ため池へ流して大森川へ落としていくということなので、この安全対策は抜きがなく、引き続き必要な監視と対応をしていただきたいと思います。

最終処分場へ持っていかもしれんという発言が今部長から出ましたが、最終処分場については全く情報が今のところ出ていなかったんですよ。しかし、先般、瑞浪の議員さんとたまたま多治見市内で会話する機会があってお聞きをしたところが、JR東海が最終処分場を土岐市もしくは瑞浪市の中山間地で作る計画でものが動き始めておるという話が出ていましたね。だからそこへつくる、何でもかんでもそこへまた持っていけばいいという、その辺が大変心配なんですけど、日本一の大企業が何か情報は開示せずに、やたらあっちへ持っていき、こっちへ持っていき。そして、可児市には二野に、この間ずうっと視察、見学もしてきましたけど、（株）ダイセキ環境ソリューションが相当な投資もして処理対策ができる立派な工場もつくっていただいおって、そこは3月過ぎから動き出すのかと思ったら動いていないわけであって、これは経営者の立場からいうととんでもない状態になっているわけですね。

もちろん、初めからリニア中央新幹線工事残土を処理するというで依頼されてつくった施設じゃないそうですから、それは経営方針の甘さが問題かという議論になるのかどうなのか知りませんが、どっちにしても行き当たりばったりで最終処分場を追い求めてきて、ついに海洋への投棄が不可能になってくると、岐阜県の山の中にどこかに積み上げることが出てくるとなると、本当にここらでも可児市内でもそういう問題が起きないという保障はないということで、十分JR東海の動きに対しては、こちらはもう公的な立場で、市民の安全、環境を守るという一点でもう頑張ってくださいしかないので、聞きつけた情報は可能な限りお伝えしていくようにしたいと思いますけど、ぜひしっかりと保全のために対応していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員（川上文浩君） 今、伊藤健二委員の仮置き場、汚染土仮置き場の件で関連なんですけれども、期間というのはこれは明示されているわけですか。仮置き場の期間です。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 全く、まだここに置くということも全く決まっていないので、提案があっただけで、いつまでというのもし示されていないです。

○委員（川上文浩君） でも地元説明会はやっているんですよ。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 地元説明会はこれから行くと聞いております。その上で管理会のほうで許可するかどうか決めていくことになるかと思っております。

○委員（川上文浩君） 明らかに要対策土というのは汚染土、いろんなものが、重金属がまざっている可能性もあってまずいなというものがここに仮置きされるという予定になるので、やっぱりしっかりとした、量はわからないというのはわかります、どれぐらいのというのは。でも地質調査しているの、ボーリングをやっているの、ある程度はJR東海ぐらいの企

業ならわかるはずですが。わからないと言うと、それはどうですかという話になってくるので、今までずっとボーリングを何カ所もやって出してきているので、それは出るはずだということと、それはやはりある意程度示してほしいのと、期間を示さないと、それはなかなか市としてもいいでしょうと言うわけにいかないと思いますし、大森の負担が物すごく大きいんですよ。この委員会も大森ばかり行っていますけれども、(株)ダイセキ環境ソリューションにしても櫛ヶ丘にしても、この非常口の工事ヤードにしても、今度ここになるんだろかなみたいな想像をしていましたけど、やはり汚染土ですからね、要対策土ですからね。

そここのところをやはり、きっちりと住民の不安とか安全を明確にした上で、市も対応していただかないと、議会としても、それにはちょっと納得できないよという話になってくると思いますし、もう一度言いますが、ちょっと集中し過ぎている、大森に。この周辺にいろんなものが。

これはやはり我々、10万市民を代表して言いますがけれども、そこはもう少しちょっと考えないと、工事のトラックの件、それから粉じんの件も踏まえて考えていくと、もう少しちょっと的確な、JRが希望しているからというのではなくて、市としてその辺の対策をきっちりとして、もう少しいい場所がないかどうかというのは再検討すべきだというふうに。

もうこれは、JRからの要望で今小出しにして出してもらえと思っていますけれども、そういうところをもう少し情報等を出していただくと、議会としても動きができるんではないかなと思っていますけど、いかがですか。

**○建設部長（丹羽克爾君）** まず要対策土、汚染土という表現も今されていますけれども、御存じのように、水とか酸素に触れないように当然JR東海も対策されるわけですので、そのもの自体、今現在では地中にもう埋まっておいて安定しておるものですので、それが掘り起こして地上で暴露といいますか、水とか空気に触れることで酸性化するとかそういったものですので、当然それは対策はやっていただいた上での話だと思います。

あともう一点、今回リニアの発生に伴ってなんですけれども、これは前回といいますか、新滝ヶ洞のときでもそうですけれども、通常といいますか、トンネルを掘る場合には、こういうリスクが当然出てくるわけです。リニアに限らずこういう話は出てくるはずですので、実際、県道多治見白川線ですかね、県道と御嵩から八百津に抜ける八百津トンネル、あそこでも同じような土砂は出ていますし、道路の中で封じ込めして対策を行って見えます。

ですから、こういうことを言うとあれかもわかりませんが、比較的頻繁にこういった事例は今確認できるものですので、JR東海としても建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ブックに基づいて適切な対応をとっていただくような話を受けておりますので、川上委員おっしゃったように、集中しておるといってはおっしゃるところはよくわかります。その辺の懸念につきましては、対策を求めていくのは私どもとしても同じ気持ちでございます。以上です。

**○委員（川上文浩君）** やはり、JR東海もこういうのたくさんどこでもあって処理して、大丈夫だからというのではなくて、やはりゼロに近づけないとだめなんですよね。

例えば、何らかの地震があつて、大きな地震があつて、そこが崩れて、水や何かにさらされて大量に流出するということが可能性だつてあるわけですので、そういった部分ではやはりそこに住む人とか我々とか、川の水の流れの下に住んでいる方々の不安をきちんと取り除いてあげるといのが、これは僕は行政の一番の仕事だと思っているので、建設部長と言ひ合いをするわけじゃないですけれども、やっぱりそういう意識を常に持っていて、しっかりとそういった方々に寄り添つて対応してもらつてというのが、僕は市民の安心・安全を守るのが第一優先事項、行政側として、我々もそうですけれども、しっかりとした対応をしていただきたいというだけの話ですのでそれは重々わかつて言つておりますので。

○建設部長（丹羽克爾君） 私どもも、当然基本になるところは市民の安全・安心でございますので、そちらを意識してといたしますか、当然それを基盤として仕事を進めてまいりたいと思いますので、言葉足らずのところがありまして失礼しました。

○委員（亀谷 光君） それでは、大森の残土処分場の件ですけれども、ちょっと聞き逃したかと思うんだけど、都市計画課長、これの面積、平米数、それから立米、これはどうだったのですかね。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 先ほど資料で、平場面積が約 1.4 ヘクタールと申し上げました。可児市が大森財産区にお借りした面積は、沈砂池も含めまして 2.4 ヘクタールほどというふうにお聞きしておりますけれども、以上でございます。

○委員（亀谷 光君） それでは、問題は盛り上げるためのここで処分する立米、体積ですけれども、どれぐらいを予定していますか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） そのあたりは、J R 東海から何もまだ示されてございません。

○委員（亀谷 光君） まだ示されていないんですか、現段階で。

わかりました。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 今、川上委員から本当に十分な注意と、予断を初めから持たずに、ゼロを基本にして考えてくれという注意がありました。なぜそんなことを、私も同じことを繰り返して言うかということ、川上委員と全く思いは同じです。

山梨県の実験線を 2013 年 5 月下旬に見に行ってきたけれども、その現場で出ているいろんな現象も見ましたが、片方で川が枯渇する。その横から、掘った穴からどつと、1 日に約 400 立米の水が流れてくる。だから、今回ここの大森は大森川が上にあるし、もう一本支川も含めると 2 本ありますよね。それからその真上、長洞ため池の真下を多分 40 メーターか、深くても 80 メーターぐらいでしょう。だから、地下水の問題、地下の水の流れは予測を超える分があつて、川の下をくぐり抜けていくし、ため池の下も抜けていくし、三ツ池と笹洞ため池のほうはもっと大きいので、これがどういう影響を受けるのかはわかりませんが、いずれにしてもこれは農業用、それからあと保全保安ため池という両面を持っているので、このため池の生命線になつては困るので、こういう問題。上も下もやっぱりここにリニアの工事ヤードが集中し、残土処分もここ、この下の大森川は本当にほかの事情も

重なって、この集中的に大森新田のかいわいは本当に住民の不安が大きいと思います。

だから、一つでも、住民も今まで余りこういうことについて意見を出すという態度をしていないので、伊藤壽さんもこれから頑張って声を出していただいて、本当にここの防波堤は市がしっかりと守ってやっていくというぐらいで構えていただきたいと思います。

まだ、ＪＲ東海が出ていないので何とも言えませんが、やっぱりここは避けるべきだと。特にＪＲ東海は、可児市でここで第一発目、要対策土、汚染土の場所をつくりたいと考えているようだし、日吉のほうは、もうヒ素、フッ素が出てしまって、それはそれで、今対策土を持っていますよね。それから、中津川市の山口工区についても木曾川の少し上の土砂流出危険地域のところに残土処分場がつくってあります。これは残土処分場ということですけど、汚染土はどうするのかというのは答えが出ていない。だから、そこらじゅうで要対策土、汚染対策土については、答えを出さなきゃいけないけど出せずに、どこかへまとめて入れてしまえという態度に走りがちです。

そういうことで十分、そんなことは許さないよと、市民がね。ということをはっきり代表して言っていただかないと、だめなものはだめということで、ほかを探しなさい、ほかのちゃんとした対策をとりなさいと。正規の適合的な処理をなささいということで迫っていかないと、一旦置かれてしまったら、いつまで置いておくかわからない。いつまでに工事が終わるのかわからない、そういう状態で塩漬けになってしまう。それを絶対避けていただきたいと思います。重ねて済みません。

○委員長（板津博之君） 執行部、何かコメントございますか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ほかに、この件について。

○委員（渡辺仁美君） 先ほどから要対策土の説明、私、桜ヶ丘ハイツ自治連合会の定例会でＪＲ東海が時々いらして御説明があるもんですから、私たち建設市民委員会もずうっと議論してきた（株）ダイセキ環境ソリューションの存在。あそこは掘削土を無害化するというのが工場のなりわいなわけで、あそこにつくったということが、当然、要対策土をもうじかにダンプでそのままその工場に運んでというのが私はもう当たり前のルートかと思っていたものですから、ストックされる、そしてＪＲ東海の説明会のときに、桜ヶ丘でその企業のことをお尋ねしましたところ、その存在というか認識がないような、そんなような御返答だったんです。そして、別の説明会では、費用対効果で高過ぎるのでというような説明があったというふうに、これは伝聞ですけど聞きました。

ですので、もし本当に安全を考えるのであれば、当然にその流れで使うのではないかと思っていたので、そこは全くそのお考えはＪＲ東海にないのですか、改めての質問になるわけですけれども。直接ＪＲ東海に聞きましたがノーという返事でしたので、ここで聞きするのも何ですけれども、どんなふうにお感じになっていらっしゃいますか。

○市民部長（杉山 修君） 今の御質問につきましては、この間の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、現在のところ、ＪＲ東海と（株）ダイセキ環境ソリューションとの契

約については全く我々のほうでも確認ができておりません。

当然、(株)ダイセキ環境ソリューションとの公害防止協定に基づきまして、稼働を始めるときには我々に御報告をいただくと、事前に御報告をいただくことになってはいますが、それもないということなので、(株)ダイセキ環境ソリューションとしては今は稼働していないというふうに認識しております。

あとは、(株)ダイセキ環境ソリューションの企業としての考えというのは我々もはかり知れませんが、JR東海との契約を想定してみえたんだろうなというふうに思いますが、今現在、市としてはまだJR東海とも契約もないし、稼働もしていないということしか認識できていないという、そういう状態でございます。

○委員長(板津博之君) ほかに、この件について。

○委員(伊藤 壽君) 確認ですけど、環境審議会が開かれてそこで可とするという回答というか、まとまったということですが、これって公表はされていますか。

○市民部長(杉山 修君) 会議自体を公開させていただいているという形の公開をしておりますが、結果につきまして、どこかに出しているかというのと、そこまでのことはしていないという状況です。

○委員(伊藤 壽君) 内容を、資料とか議題、議案等を見ようと思ったら、それは可能ですか。

○市民部長(杉山 修君) それは会議自体公開していますので、ごらんいただくことは可能です。

○委員長(板津博之君) ほかに発言ございますか。

○委員(伊藤 壽君) 柿下工区の説明が、工区というか大森工区の中ですが、柿下の説明がありましたけれども、これは先ほど、資料の17でテクノタカギさんがその区分地上権の設定になると説明がありましたけど、あとほかのこういう、ここに多分、田畑があると思いますが、そこはどうなるわけですか。

○都市計画課長(渡辺 聡君) この色塗りしてあるところが全て、田畑も含めて区分地上権の対象地となります。

○委員(伊藤 壽君) わかったらいいですけど、この区分地上権が設定されると、工場等はこういった制約を受けるわけですか。

○都市計画課長(渡辺 聡君) 通常は上に乗せる物の重さとか掘ってもいい深さとか、そういうのが制限されると思うんですけども、具体的に詳しく聞いておりませんので、この件についてはどういうふうに設定されるのかがわかりません。

○委員長(板津博之君) ほかに発言ございますか。

[挙手する者なし]

なければ、この件については終了とさせていただきます。

ここで議事の都合により、暫時休憩といたします。

以後の関係部課長以外の方は、退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 09 分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項(2)2019 年度都市景観大賞（国土交通大臣賞）受賞についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それでは、都市景観大賞受賞について御報告申し上げます。

元久々利まちづくり委員会及び株式会社パロマ、可児市と連名で都市景観大賞に応募しましたところ、大賞ということで国土交通大臣賞を受賞しましたので御紹介いたします。

概要については、このペーパーのとおりでございますので、本当にちょっとかいつまんで御説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

大賞には2つの部門がございまして、都市空間部門、それからもう一つが景観まちづくり活動・教育部門ということで、都市空間部門は、実際に街路事業や区画整理事業といった大きなハード整備をした場合に、美しい景観を生み出すようなハード整備に対していただける賞でございます。それからもう一つ、景観まちづくり活動・教育部門というのが、地元の活動、一般の方の活動と行政等と一緒にやって行ったような活動に対していただける賞でございます。

今回は、景観まちづくり活動・教育部門というところで、13 地区の応募がございまして、そのうち大賞に選ばれたということで、2 ページ目を見ていただきますと、我々元久々利まちづくり委員会の大賞のほかに、優秀賞として3カ所が受賞してみえます。

3 ページに審査委員長の講評が載っておりますが、線が引いてある後段なんですけれども、「ふるさとの原風景を守り、育み、受け継いできた暮らしの重層的な生活文化を生かし、市民、行政、事業者の協働と次世代への継承の取り組みとして高く評価されました」ということで、協働の活動ということで評価されております。

5 ページですが、この表彰式がまちづくりと景観を考える全国大会というものの中で行われます。6月14日、すまい・るホールということで、もうあさってでございますが、地元の方もバスにて行くというふう聞いております。壇上には、地元の委員長と城守隊長が壇上には上がるというふうにお聞きしております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件について質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件については終了といたします。

続きまして、報告事項(3)消費税の増税に伴う上下水道料金等の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（須田和博君） それでは、報告事項の(3)消費税の増税に伴う上下水道料金等の改定について報告させていただきます。

資料3をごらんください。

議案第34号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにおいて、上下水道料金等についての条例も整理されます。

制定趣旨としましては、消費税率が10%に変更されることに伴いまして、使用料等を改定するため関係条例を整理するものですが、上下水道関係の制定内容につきましては、第14条の可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例の一部改正と第15条の可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、第20条、可児市水道事業給水条例の一部改正、第21条、可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部改正、第22条、可児市下水道条例の一部改正の5件となっております。

水道料金につきましては、3月の建設市民委員会のほうで、この先5年間は現状の水道料金を維持するというふうに報告させていただいておりますが、今回、消費税の増税について整理されるものです。

各条例の改正内容につきましては、以下の資料のほうをごらんいただければと思いますが、4ページのほうをちょっと見ていただきまして、附則のところですけれども、施行期日につきましては、令和元年10月1日からの施行となっておりますが、水道料金及び使用料につきましては、経過措置により令和元年10月の定例日以後の使用に関する水道料金及び使用料から適用するというございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ただいまの報告について、質疑ございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 税率改定に伴う10月1日施行案とのことですが、消費税率の改定を見送って、引き続きまだ8%という税率になった場合、この条例との関係はどういう対応が必要となりますか。

○水道部長（田中正規君） 見送られた場合ということですよ。そのまま8%のうちも。水道も、下水料金も今この条例に上げさせていただいているものは8%維持ということになります。

○委員（伊藤健二君） 条例の一部改正を提案しておいて、条例の一部改正をもとへ戻す条例は出ないんですか、出ますか。そのままというのはどういう意味ですか。手続論、あくまで。

○水道部長（田中正規君） 手続に沿って、それはまた8%というものの手続に沿ってやっていくことになると思います。

○委員（伊藤健二君） 9月にこの上下水道料金改定条例が出てくるということ。

○水道部長（田中正規君） 今回、これはちょっと建設市民委員会のほうで御説明しておりますのは、先ほどもちょっとありましたように、今回の議案第34号で消費税の税率の改定に伴う関係書類の整理に関する条例の制定で、これの中の建設市民委員会にかかわる部分ですね、そこについてちょっと御報告ということで、建設市民委員会のほうではこれについて議案を付託されておりませんので、総務企画委員会のほうだけでしか話が行かないので、ここ

でお話をしておいたほうがいいでしょうということでお話をさせていただいておるものがございます。

ですから、それも含めて先ほどの見送りになれば、全て改正ですね。整理する条例のほうはまた補正するという事になってくると思いますので。

○委員（伊藤健二君） わかりました。要は、改正を今回6月議会でかけるので、それはそれで一旦通るけれども、通った後に政府が施行令かなんかで先送りしてしまって、消費税が8%のままというふうになると、なった時点で、それを受けてもう一遍可児市の条例をもとへ戻す作業が一律に発生するんですねということを確認したかっただけ。そういうことになると思います。

○委員（川上文浩君） 水道料金は収納率が高いので、そうたくさんは出てこないと思うんですけども、これは料金を延滞している場合に10月1日越えますよね。それはやっぱり8%対応なのか、以前のあれの8%対応なのか10%対応なのか、どういう考えになるんですかね、料金。

○水道部長（田中正規君） 先ほどの話で施行日は定例日以降なので、それ以前のものにつきましては8%ということで行くことになります。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件についてよろしいですか、発言のほうは。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の方は御退席ください。お疲れさまでございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時19分

---

再開 午前10時28分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、3. 協議事項、(1) 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

5月の議会報告会において意見交換の際にいただいた意見の中で、建設市民委員会に振り分けられたものを皆さんのお手元に資料として配付させていただいております。これらの意見について、その取り扱いを協議したいと思います。

事前に届いてはいたかと思いますが、ここにそれぞれ最初の文化事業から始まって、項目ごとに分けて書いてございます。今回、質問に対する回答という形で副委員長が班長となっただけで取りまとめをしていただいておりますので、ざっと目を通していただいて、やはり自治会関係の問題だとか、それから道路の件だとか、あと河川改良、それから太陽光発電というのも出ておりますし、大体この建設市民委員会の調査・研究課題となっておるものが網羅されておるのかなというふうには思いますけれども、委員会として、課題として次期

委員会へ申し送るものがあれば、ここで今皆さんから御意見をいただいてそのようにさせていただきたいと思っておりますので、何か特筆すべきものがあれば御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。ちょっとお時間いただくかもしれませんが。

○委員（伊藤健二君） 終わりのほうの水道料金の質問があって、可児市の水道料はなぜ高いかという質問が出ております。回答は、これはこれで理由等、水利権の理由と可茂右岸用水を利用してやっておるという話なんです。東濃用水からは別に水は引いていないと思うけど。これ、非常用のパイプを通してあるだけの話なので、あえて東濃用水をここへ入れる必要があるかどうかというのは一つ、ちょっと余分かなという意味で、ちょっと御検討をと。今後はインフラ整備に莫大な費用がかかる。「莫大」の表現がもうちょっとやわらかい表現で「多大」、少なくはないので「多大」ぐらいにしておいたほうがいいと思います。ちょっと「莫大」というと。

ほかのコストから比べればそんなに水道料金が……、建設するときには、総勢 360 億円やったか 630 億円やったか、物すごい金額だったけど、今後のインフラ整備で、確かに壊れていくので順次順々と更新しなきゃいけないのは、だから経年的にずうっといつまでもいつまでも金を食うけれども、その額が少なくはないけれども、莫大で可児市の経営が屋台骨がひっくり返るほどの話ということではないですよ。

その辺で、要は水道料が高いのは、購入費用、原水の購入費用が高いのが水道料の高さであって、インフラの整備は計画的に無駄なく、かつ効率的に一生懸命やっておって、安全対策、地震対策もしてらやっておるので多大な費用が必要なのは事実だけど、それが水道料の高さの主要な原因ではないというところですよ。そこがわかるようにしてもらわないと、若干ちょっと書き足りないかなという思いがします。

○委員長（板津博之君） 今の御意見は、この実施報告書の内容についてちょっと訂正を加えたほうがいいんじゃないかという御意見として承ればよろしいですかね。

○委員（酒井正司君） 関連になるんですが、実は監査でいつもこういうのをやっているの、ちょっと同じようなことになりまして、老朽化は当然ですけど、やっぱり耐震に随分お金を食っているということ、それと、経営努力として老朽施設の合理化で統合化ね。配水池の統合化にも取り組んでいて、将来的に少しでもコストダウンまでいかないけど、コストの上昇を抑えたいという努力もしているよというようなこともつけ加えていただきたいなと思っておりますけど。

○委員長（板津博之君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 43 分

○委員長（板津博之君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど伊藤健二委員のほうから、水道料金についての回答の部分で、一部内容が、そごがある部分がありましたので、その部分につきましては議会報告会の実施会議の正・副座長の

ほうに当委員会のほうから訂正を求めるということでお願いをしたいと思いますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ、そのようにさせていただきます。

その他、次期委員会へ申し送るものがあれば御意見いただきたいんですけども、特になければなしということで終了とさせていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。では、この案件については終了といたします。

それでは、最後に協議事項2番、次期委員会への引き継ぎ事項についてを協議いたします。議会基本条例の第11条第4項により、所管事務調査及び政策提案の内容の取りまとめを行いたいと思います。

引き継ぎ事項につきましては、委員長、副委員長で取りまとめを行い、議会運営委員会に報告を行います。改選後の建設市民委員会に対して引き継ぐべき課題につきましては、委員長案をお示しいたしました。皆様のお手元でございますが、ほかにここに記載があるもの以外で御意見がございましたら、お願いいたします。

**○委員（川上文浩君）** 1年前とほぼ同じ、この委員会は継続案件をずっと見ていかなくちゃいけないのでそれでいいと思うんですけども、きょうもあったリニア中央新幹線工事の関係は、ちょっとどこかに反映したほうがいいんじゃないか。動き出したので、もう工事が始まりましたので、今後いろんなものが発生してくる可能性がありますので、リニア中央新幹線のことをどこかに反映してもらえれば、一文つくるのか、もう一行つくるのか、どこかに、樺ヶ丘のところに加えるのか二野に加えるのかはお任せして、それを提案したいと思いますが、それでも。

**○委員長（板津博之君）** 今、川上委員からそのような御意見ありましたが、それについて賛成ということで。

〔「賛成です」の声あり〕

あと具体的に、7番目を起こすか、ないしは今あったとおり、2番か3番に加えるかと、文言をですね。違うとなれば、7番目として新たにリニア中央新幹線がらみで何か文をつくったほうがいいと思います。

ちょっと暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

---

再開 午前10時48分

**○委員長（板津博之君）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、改選後の建設市民委員会に対して引き継ぐべき課題につきましては、本日委員長案をお示しいたしましたが、ただいま川上委員のほうからリニア中央新幹線の工事も始まったことですし、今後、要対策土の残土置き場とかそういったものの進捗状況もしっかり注

視しながら、市民の安心・安全を守っていく必要があるんじゃないかというような内容で、正・副委員長のほうで文案をまた取りまとめを行いたいと思いますので、そのようにさせていただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。副委員長、そのようにお願いしたいと思いますので、御承知おきください。

あとほかに、本当はこれは副委員長から報告するということになっていたわけですがけれども、私から報告をさせていただきました。

そのほか、意見がなければこれで本日の建設市民委員会、最後になりますけれども終了とさせていただきたいと思いますが、何か最後に。

○委員（伊藤健二君） 市民部関連の、いわゆる環境処理の問題ですが、たまたま可児市福祉センター駐車場へ出向く用事があって、ここ2週間ぐらい見ておるんですけど、誰が置いたのか粗大ごみが適正なルールを守らずに置いていったんですね。それをずうっともう、簡単に言うと一月状態、このまま行くと、多分、夏が終わってもまだあのまま置いてあるんじゃないかと思う。

たまたま6月8日は雨が降って、雷が鳴りそうになって突風が吹いたんです。さまざまなものが置いてある。机があり、木があり、鉄材があり、その他壊れた椅子があり、要するに粗大ごみをルール違反で勝手に置いていって、そこが駐車場の車の一部、駐車スペースがもう物置場になって放置してある。これ、まずいね。はっきり言って。

それでこの前、風が吹いたときは、指定管理でやってみえる夜の管理人のおじさんが、見るに見かねて可児市文化創造センター アーラの上で光秀の講演会をやっておるときに対応して、縛ってくれたり何かしたんだけど、あの人の仕事ではないわね。だけど、飛んでいきそうなものだけ一部まとめて、安全な場所へ確保したんでしょうけど、大きなものはそのまま置いてあるので、本当にごみ捨て場状態になっておって、不法投棄の現場はここですという状態になっておる。

ということで、ちょっと市のほうがわかっておってやらないのか、外国人がやったかどうかというのははっきりわかりませんが、ああいう状態のまま自治会の、ここにも書いてある、今課題になっておる自治会の会長さんが、一人で後追いで作業して済むような話の状態ではもうなくなってきておるんですね。

その辺で、ちょっとああいう問題について、まず解決させるというか対処させるということが必要ではないかなと思って、この後一回声をかけてみようと思いますけど、この間、1年かかって議論したことが、まさにそのまま手つかず状態で置いてあるということがありました。ぜひ、皆さんも一度御確認いただきたいと思います。

○委員長（板津博之君） ごみ出しの問題は、うちの自治会でもやっぱり指定の日ではないにもかかわらず置いてあるとか、議会報告会のときは中恵土でやったときなんか、伏見の人が可児のごみ袋を買って持ってきているとかいろいろ、さまざまごみの出し方の部分につい

てはあります。それはやはり当委員会の問題でもあるんですけど、それはここの中に引き継がれているものとして、調査・研究というか、今の問題は個別にまた執行部のほうにということでもいいかなとは思いますが、そんな扱いでよろしいですか。

○委員（伊藤健二君） はい。知っていただければ。

○委員長（板津博之君） 報告ということですよ。

では、そのほかなければ、以上で建設市民委員会を閉会いたしますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

お疲れさまでございました。

閉会 午前 10 時 54 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月12日

可児市建設市民委員会委員長